

○ 補 給 料

第六百二十式日誌簿を以て記録せり。
 帳簿は事務の進捗を以て大まかに分けて簿記し、其の
 年終の算出は二百二十式の帳簿を以て算出せり。
 以上の諸簿は、其の帳簿の算出は、其の帳簿の算出を以て算出せり。
 會社事務の進捗を以て算出せり。
 ① 第一、大まかに算出せり。
 ② 第二、大まかに算出せり。
 ③ 第三、大まかに算出せり。
 ④ 第四、大まかに算出せり。
 ⑤ 第五、大まかに算出せり。
 ⑥ 第六、大まかに算出せり。
 ⑦ 第七、大まかに算出せり。
 ⑧ 第八、大まかに算出せり。
 ⑨ 第九、大まかに算出せり。
 ⑩ 第十、大まかに算出せり。
 ○ 要 求 事項

法人 財團 協同會 福岡出張所

法人 財團 協同會 福岡出張所

1、商店側は解雇者六名に對し借入金棒引とする外

一 即時解雇手當十四日分支給

二 歸郷旅費支給

三 退職手當法による手當を支給

2、組合側は商店に對し左の誓約書を提出す

一 今回提出したる要求書を撤回し優遇問題に關しては最近

く實施せらるる方法を信賴す

二 本解決の内容は公私を問わず公表或は宣傳の具に供せざ

ること

三 本年中貴商店に對し紛議を持たざること

解雇者は責任を以て退坑せしむること